

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、企業理念「豊かな明日へ、信頼の架け橋を」を掲げ、企業理念実現に向けた企業活動を展開しております。平成27年4月よりスタートさせております中期経営計画「NEXT QCS'S(Qシーズ)」の最終年度を迎える今年度は、全てをお客さま目線で、お客さまとのつながり・コミュニケーションを密にし、営業店・本部が一体となってお客さまのために一緒に考え解決する組織となることを目指してまいります。

また、本計画期間では、次の10年に向けた新たな挑戦をするために、自らの変革と、真のコンサルティング機能の発揮を軸に捉え、地域の課題解決に積極的に取り組んでまいります。

企業理念の実現に向けて、また中期経営計画における考え方や行動目標を実現するために、当行では株主をはじめとするステークホルダー(利害関係者)との円滑な関係を維持し、また経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底することが重要であると考えております。

当行はコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図るために、平成27年6月26日に開催した第107期定時株主総会で定款を一部改訂し、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会を設置することで、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会の議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図っております。

また当行のコーポレート・ガバナンスに対する取組みを幅広く理解していただくために、引続きIR活動を積極的に行い、ホームページやCSRレポートにおいても、よりわかりやすい情報開示に努め、内外に透明性の高い開かれた企業を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行では、コーポレートガバナンス・コードの各原則をすべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

<上場株式の政策保有に関する方針>

当行では、上場株式の政策保有について、上場会社の株式を保有することにより、当該上場会社との業務提携や取引が一層円滑かつ強固なものとなり、ひいては当行および当該上場会社双方の企業価値向上につながる場合に限り、行うことを基本方針としています。

<政策保有のねらい・合理性>

当行では、上記の方針に基づき、上場株式の政策保有の経済合理性を定期的に経営会議で検証しており、必要に応じて取締役会にも諮っております。

<政策保有株式に係る議決権行使基準>

当行では、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、定期的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、議案の内容が中長期的な企業価値向上や株主還元向上につながるかどうか、政策保有の目的に適っているかどうか、投資先企業と建設的な対話ができているかどうか等を総合的に勘案の上、議案への賛否を決定しております。

【原則1-7】

当行では、役員や主要株主等との取引(関連当事者との取引)を行う場合において、かかる取引が当行および株主共同の利益を害することがないように、以下の体制を整備しています。

(1)顧客保護管理方針・利益相反管理方針および利益相反管理規程を定め、関連当事者を含めた取引先との各種取引が適切に行われるための監視体制として、主管部署を設置し、必要に応じて取締役会等に報告・協議しています。

(2)取締役が取締役会の承認無く、競業取引や利益相反取引を行うことを禁止しています。

なお、当行の利益相反管理方針についてはホームページ上に掲載しております。

利益相反管理方針: <http://www.hokkokubank.co.jp/other/conflict/>

【原則3-1】

(1)当行では、企業理念「豊かな明日へ、信頼の架け橋を」を掲げ、企業理念実現のために、経営指針・倫理憲章を定め、これらを実現するために必要となる具体的な行動を行動規範「20の心得」として制定しています。また、企業理念実現のために、当行が果たすべき社会的責任については、「北國銀行が考えるCSR」として制定しております。「企業理念」「経営指針」「倫理憲章」「行動規範「20の心得」」「北國銀行が考えるCSR」はホームページに開示しており、3年毎に策定している「中期経営計画」はホームページでの開示に加え、IR活動により投資家に対する説明機会を設けております。

(2)本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3)本報告書「取締役報酬関係」をご参照ください。

(4)取締役候補の指名を行うに当たっては、頭取が、任意の指名報酬委員会での協議を経て、取締役会に諮ることとしております。

このうち、社内取締役候補については、銀行業務に十分に精通しており、銀行の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人物を選ぶこととしております。また、社外取締役候補については、経営等に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当行の経営全般や業務執行に関する意思決定において適切な助言・提言を行うことができ、当行の経営の合理性と健全性の維持・向上およびコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できる人物を選ぶこととしております。

なお、当行では、取締役以外の役員として執行役員を取締役会で選任しております。執行役員は、その知識と経験に照らし、銀行業務に十分に精通し、当行の業務を公正かつ効率的に執行することができると判断される人物を選ぶこととしております。

(5)取締役候補の指名や執行役員の選任に当たっては、頭取が、取締役会において、個々にその指名・選任理由を説明しております。このうち、取締役候補の指名理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4-1-1】

当行では、監査等委員会設置会社への移行に伴い、迅速な業務執行を実現する観点から、重要な業務執行の決定の大部分を取締役に委任する一方、取締役会では、経営の基本方針、内部統制システムの基本方針、代表取締役の選定・解職、取締役候補の指名、執行役員の選任・解任、取締役等の職務分担などを決議するとともに、取締役等の職務の執行を監督しております。

【原則4-8】

当行では、地方銀行としての特性、事業規模、今後の経営戦略等を勘案し、事業会社の経営や海外での活躍等の経験を有する監査等委員である独立社外取締役を3名選任しております。
社外取締役からは、それぞれが有する高い見識や経験をもとに、当行の経営に適切な助言・提言をいただいております、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながっていると考えております。

【原則4-9】

当行では、東京証券取引所が定める独立性基準等を踏まえ、独自の独立性基準を定めており、本報告書に添付した「社外取締役・独立性基準」として開示しております。
取締役会は社外取締役の候補者を選定するに当たって、経営等に関する豊富な経験と幅広い知見を有するとともに、当行からの独立性の要件も満たし、独立社外取締役として取締役会で率直・活発かつ建設的な議論ができる人物を選ぶように努めております。

【原則4-11-1】

取締役会の員数は、当行の事業内容・規模や知識・経験・能力のバランス、多様性を勘案し、定款において、監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は6名以内とし、また監査等委員である取締役の過半数は社外取締役をあてることとしております。

【原則4-11-2】

取締役の兼職については、その数が合理的な範囲にとどまるよう取締役会でモニタリングしており、特に他の上場会社の役員との兼任状況については株主総会招集通知等に開示しております。
株主総会情報:<http://www.hokkokubank.co.jp/ir/stock/soukai.html>

【原則4-11-3】

当行では、全取締役を対象に、2016年度の実効性に関するアンケート調査を行い、その結果を取締役会で分析・評価を実施しました。この中で、昨年度の改善策であった社外取締役へのさらなる情報提供の充実などを実行し、取締役会全体として十分な実効性が確保されていることを確認しました。一方で、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、経営戦略に関する議論のさらなる充実に取り組む必要があることなどの課題を共有しております。

【原則4-14-2】

当行では、取締役が期待される役割・責務を果たすことができるよう、当行が費用を負担し、取締役を外部研修等へ参加させています。また、特に業務執行取締役および執行役員に対しては、外部講師等による勉強会を定期的に開催し、必要な知識の習得に努めさせております。
さらに、社外取締役に対しては、必要に応じて、銀行業務等について説明の機会を設けております。

【原則5-1】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備等につきましては、本報告書「IRに関する活動状況」をご参照ください。
IRに関する取組み方針は以下の通りです。
(1) 当行では、総合企画部内に総務・広報・主計・企画部門を配置し、株主との対話を統括、補助する部署としております。総合企画部の担当取締役は、IRを担当する取締役とし、株主との建設的な対話を実現するように配慮するものとしております。
(2) IR活動については投資家との重要な対話の場であると認識しており、開催回数を増加させることで、一人でも多くの投資家の方々に当行の目指すべき姿、そのための取組みを理解いただけるように取り組んでおります。
(3) 株主からいただく意見等について、有益な提言は取締役会への報告等を経て、担当部署において速やかに活用されるように取り組んでおります。
(4) 当行では株主との建設的な対話に際してのインサイダー情報を行内規程に沿って取扱い及び管理しております。行内規程では、法令等を厳守するための具体的な行動基準を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	15,644,970	5.21
日本生命保険相互会社	13,111,191	4.37
株式会社小松製作所	8,592,000	2.86
住友生命保険相互会社	7,704,000	2.56
北陸電力株式会社	6,691,236	2.23
北國銀行従業員持株会	6,186,070	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,888,000	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,880,000	1.96
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	5,670,159	1.89
GOVERNMENT OF NORWAY	4,661,000	1.55

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 秀雄	他の会社の出身者											
木島 正博	他の会社の出身者								○			
佐々木 一郎	他の会社の出身者								○			
大砂 雅子	学者								○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 秀雄	○		(重要な兼職) 株式会社中島商店 代表取締役社長 加賀製紙株式会社 代表取締役社長	中島氏が有する事業会社の経営者としての豊富な経験および幅広い見識により、当行の経営全般や業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
木島 正博	○	○	木島氏は、平成26年3月まで当行の株主である明治安田生命相互保険会社の常務執行役を務め、その後、平成28年3月まで明治安田生命保険相互会社の100%出資子会社である明治安田ビルマネジメント株式会社の代表取締役副社長を務め、平	木島氏が有する事業会社の経営者としての豊富な経験および幅広い見識により、当行の経営全般や業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガ

			成28年4月より同じく明治安田生命保険相互会社の子会社等である株式会社明治安田生活福祉研究所の代表取締役社長に就任しています。 木島氏ならびに明治安田生命保険相互会社と当行の間には通常の銀行取引があります。また、明治安田ビルマネジメント株式会社ならびに株式会社明治安田生活福祉研究所と当行の間には通常の銀行取引はございません。 当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、木島氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と木島氏本人ならびに明治安田生命保険相互会社の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはございません。	パナンス強化への寄与を期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
佐々木 一郎	○	○	佐々木氏は、平成24年3月まで株式会社小松製作所の常務執行役員を務め、その後、平成27年3月までコマツキャステックス株式会社の代表取締役社長、平成27年6月まで同社の取締役を務め、平成27年7月から株式会社小松製作所の顧問に就任しています。 佐々木氏ならびに株式会社小松製作所、コマツキャステックス株式会社と当行の間には通常の銀行取引があります。 当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、佐々木氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。 当行と佐々木氏本人ならびに株式会社小松製作所、コマツキャステックス株式会社の取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはございません。	佐々木氏の勤務経験等に基づく、国内外での豊富な経験および幅広い見識により、当行の経営全般や業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。
大砂 雅子	○	○	大砂氏は、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）に永年勤務し、平成26年2月より、金沢工業大学教授に就任しております。大砂氏と当行の間には通常の銀行取引があります。当行は、独自に社外取締役の独立性基準を制定しており、大砂氏は、当該基準に基づく独立社外取締役に該当しております。当行と大砂氏本人との取引は、取引の規模・性質に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはございません。	大砂氏の勤務経験等に基づく、国内外での豊富な経験および幅広い見識により、当行の業務執行に係る意思決定において適切な提言をいただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるため、社外取締役として選任いたしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	2	2	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					
監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置しております。監査等委員会室付行員は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、業務執行に関する資料の閲覧や行員その他の者に対して報告を求めることができることとしております。監査等委員会室付行員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとしております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況					

【監査等委員でない取締役・行員並びに子会社等の取締役・監査役等の者、及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制】

- ・監査等委員でない取締役又は行員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項のほか、子会社等から報告を受けた事項のうち当行グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告しております。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は経営会議、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて、会計監査人、監査等委員でない取締役、内部監査部門等の行員その他の者に対して報告を求めています。また、子会社等に対しても、必要に応じて、報告を求めています。

【監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ・監査等委員は代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換を行っております。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は、毎月内部監査部門と連絡会を開催し、営業店・本部・子会社等での監査結果を聴取するとともに、監査等委員会室付行員とともに本部及び営業店等に往査して監査しております。

【内部監査および監査等委員会監査】

- ・内部監査については「監査部」が内部監査専担部署として他の業務部署から独立した相互牽制機能を発揮して、各種リスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。平成29年3月31日現在の人員は、35人となっております。
- ・監査等委員会を構成する監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席し、業務の執行状況の監査を行います。そのうち選定監査等委員である常勤の監査等委員2名は、毎月内部監査部署と連絡会を開催し、営業店・本部・関連会社での監査結果を聴取するとともに、専属スタッフと営業店に往査して法令遵守態勢を中心に監査を行っております。また監査等委員と会計監査人とが年に複数回連絡会を行うとともに、内部統制部門より報告を受け、会計方針や問題点等について協議していくこととしております。

【社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係】

- ・監査等委員である社外取締役4名は、取締役会に出席して営業状況や重要な決定事項の監督を行うと共に、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人との連携状況等について常勤の監査等委員から報告を受け、問題点等について協議しております。また、監査等委員の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、支店長・本部経験者の行員を専属で配置し、監査等委員会室による監査・監督体制を支えております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	3	3	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	3	3	4	0	0	社内取締役

補足説明

株主総会に提出する取締役候補者ならびに監査等委員でない取締役の報酬を協議する機関として、任意の指名報酬委員会（以下、委員会という）を設置しております。

委員会は、頭取を委員長として、その過半数は社外取締役で構成しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入
---	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

地方銀行として地域社会と共に発展するために、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成21年6月より業績連動型報酬及び株式報酬型ストックオプション制度を導入し、平成27年6月に監査等委員会設置会社に移行後も、監査等委員でない取締役の報酬については、引き続き確定金額報酬、業績連動型報酬、株式報酬型ストックオプションで構成しておりました。

平成29年6月23日開催の第109期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションにかかる取締役の報酬枠を廃止するとともに、これに代わる新たな株式報酬制度として、信託を用いた「株式交付信託」を導入することについてご承認をいただきました。これにより現在は、業務執行取

締役の報酬については、確定報酬部分と業績連動報酬部分ならびに株式交付信託で構成し、また執行役員の報酬については確定報酬部分と株式交付信託で構成しております。

ストックオプションの付与対象者	更新
該当項目に関する補足説明	

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

＜当行の役員の報酬等＞当事業年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

a. 監査等委員でない取締役(10名、社外役員を除く)

年間報酬等の総額:279百万円

うち確定金額報酬:153百万円

うち業績連動型報酬:80百万円

うち株式報酬型ストックオプション:45百万円

b. 監査等委員である取締役(2名、社外役員を除く)

年間報酬等の総額:38百万円

うち基本報酬:38百万円

c. 社外役員(4名、監査等委員である取締役)

年間報酬等の総額:21百万円

うち基本報酬:21百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新	あり
----------------------	----	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定に関する方針】

平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会においてご承認いただいた総額(確定金額報酬につき年額220百万円、業績連動型報酬につき当期純利益水準を基準として次表の通り決定される額)の範囲内で、取締役頭取が取締役会に諮って決定することとしております。ただし、取締役会が代表取締役に一任することを妨げないものとしております。

＜業績連動型報酬枠＞

(当期利益水準) (報酬枠)

20億円以下 ゼロ

20億円超～ 40億円以下 30百万円

40億円超～ 60億円以下 50百万円

60億円超～ 80億円以下 60百万円

80億円超～100億円以下 70百万円

100億円超 80百万円

監査等委員でない取締役の報酬は、(イ)取締役の職務遂行の困難さ、(ロ)取締役の責任の重さ、(ハ)当銀行の業績、(ニ)行員給与とのバランスを総合的に勘案して決定しております。

また、平成29年6月23日開催の第109期定時株主総会でご承認いただいたとおり、確定金額報酬および業績連動型報酬の限度額とは別枠で、監査等委員でない取締役に対する株式報酬制度として、信託を用いた株式報酬を支給しております。本制度は、当行が金銭を抛出することにより設定する信託が当行株式を取得し、当行が監査等委員でない取締役および執行役員に付与するポイントの数に相当する数の当行株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。監査等委員でない取締役および執行役員に付与する株式数およびポイントの総数は、本信託の信託期間である5年毎に金額上限500百万円の範囲内で、また、1事業年度あたり25,000ポイントの範囲内で、取締役頭取が取締役会に諮って決定いたします。なお、平成29年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当行株式1株となる予定です。

【監査等委員である取締役の報酬等の額の決定に関する方針】

平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会においてご承認いただいた総額(確定金額報酬につき年額65百万円)の範囲内で、監査等委員である取締役の協議で、全員の同意を得て決定することとしております。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【現状の体制の概要】

経営の意思決定及び取締役の職務の執行の監督機関である取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に開催し、会社の経

営方針、その他経営全般に関する重要事項を決定しております。

当行は平成27年6月26日開催の第107期定時株主総会において、定款の一部変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会への移行により、取締役会ならびに業務執行者の監査・監督機能を強化するとともに、社外取締役の経営参画により業務執行プロセスの透明性と効率性を向上させ、ステークホルダーの期待に応えるべく、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上を図っております。また行外の第三者の委員から構成される業務諮問委員会を設置し、提言・助言を受けることによって、業務監査体制を強化しております。更には各委員から個別にも助言・指導を求めることができる体制としております。

当行では、執行役員制度を導入しており、常勤の取締役(常勤の監査等委員である取締役を含む)、本部の執行役員で構成される経営会議を原則として週に1回開催し、経営全般にわたって情報の共有化および経営の効率化、迅速な意思決定を行っております。また、週次朝会(出席者:本部の業務執行取締役・執行役員および本部部長)、融資連絡会(出席者:本部の業務執行取締役・執行役員および本部部長)を設置して部門間の連携を強化することで、施策の実効性の検証、業務執行の進捗状況を確認しております。また委員会組織としてはALM、リスク管理、コンプライアンス、CS、CSR、マーケティングの各委員会を設け、経営陣の関与を高めながら、各部署横断的な協議を行っております。

【監査等委員会の機能強化に向けた取り組み】

監査等委員の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、支店長・本部経験者の行員を専属で配置し、監査等委員会室による監査・監督体制を支えております。

監査等委員である社外取締役には、取締役会に出席して営業状況や重要な決定事項の監督を行うと共に、内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人との連携状況等について常勤の監査等委員から報告を受け、問題点等について協議しております。

また、監査等委員である社外取締役3名は独立役員として一般の株主と利益相反の恐れが無い人物を配置し、監査・監督等を行っております。

【会計監査】

会計監査については新日本有限責任監査法人を選任しており、公認会計士である田光完治氏、石川琢也氏が指定有限責任社員として業務担当しております。また監査補助者として公認会計士13名、その他12名が業務補助しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、平成27年3月期まで、監査役会設置会社であり、社外取締役を選任しておりませんでした。平成27年6月26日開催の定時株主総会で定款の一部変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会設置会社への移行と併せて、監査等委員である社外取締役を4名(うち独立役員3名)を選任しております。また行外の第三者の委員から構成される業務諮問委員会を設置し、提言・助言を受けることによって、業務監査体制を強化しており、業務諮問委員会を構成する各委員からは個別にも助言・指導を求めることができる体制としております。

また、株主総会に提案する取締役候補者の指名ならびに監査等委員でない取締役の報酬を協議する機関として、頭取を委員長とし、過半数を社外取締役とする任意の指名報酬委員会を設置しております。取締役候補者の選任ならびに取締役の報酬について、決定プロセスの透明性を高め、また社外取締役が積極的に関与することで、コーポレートガバナンスの強化に努めております。

当行は客観的・中立的な監査・監督等の態勢が確保できているものと考え、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第109期定時株主総会の招集ご通知(開催日:平成29年6月23日)につきましては、法定期日の8日前(=6業日前)に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月29日に開催した第108期定時株主総会より議決権の電子行使を可能としました。
招集通知(要約)の英文での提供	平成28年6月29日に開催した第108期定時株主総会より招集通知(要約)の英訳版を作成し、東京証券取引所への開示および当行ホームページへの掲載を実施しております。
その他	招集ご通知を発送前に東京証券取引所への開示および当行ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適切な会社情報開示の体制を構築・運用するため、当行ホームページ上にディスクロージャーポリシーを公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年度は、本店所在地である石川県金沢市を中心に北陸三県で計8回(金沢市3回、小松市1回、七尾市1回、富山市1回、高岡市1回、福井市1回)の個人投資家向けの会社説明会を実施しました。個人投資家向けの会社説明会は今後も定期的に開催していく方針であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年6月2日に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を東京にて開催し、決算概要や経営戦略等について説明を行いました。今後も定期的に説明会を開催していく方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書のほか、アナリスト・機関投資家向け、個人投資家向け会社説明会資料を掲載しております。 (http://www.hokkokubank.co.jp/ir/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部内に広報CSR課を設置しております。	
その他	当行ホームページ上、機関投資家向けサイトにおいて、当行の経営戦略、業績などの状況について説明資料を掲載するとともに、会社説明会の模様を公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行の経営指針において、「健全経営を維持し、お客さま・株主・従業員の幸福実現に努めます。」と定め、ステークホルダーの立場を尊重することを基本的な方針としております。また、平成27年4月1日にスタートした中期経営計画において、「次の10年に向けて新たな挑戦をするために、自らを変革するとともに、真のコンサルティング機能の発揮を軸に据え、地域の課題解決に積極的に取り組みます。」と定めた行動目標を掲げております。当行では、各ステークホルダーとの持続的コミュニケーションを通じて、各種ご要望に応えられるよう積極的に行動してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行ではCSR委員会を設置し、CSRに関する年度基本方針を定めるとともに、行動計画を定め、お客さま・株主投資家の皆さま・地域社会・従業員などあらゆるステークホルダーの皆さまと共に持続的な成長を目指しております。また、当行でのCSR活動に関する取組に関して、詳細な情報は、随時ホームページで発信しているほか、1年間の取組みをまとめた冊子「北國銀行CSRレポート」や半期毎のミニディスクロージャー誌で最新の取組み状況を発信しております。 【平成29年度CSR基本方針】

	(1)地域の金融リテラシー向上支援、(2)社会貢献を通じた地域との接点強化、(3)環境対策への意識改革
その他	当行では女性のキャリアアップを積極的に支援していくため、産休・育休者への各種支援制度を充実させております。出産を控えた女性行員の大半は産休・育児休暇を取得し、継続的に勤務しております。産休・育児休暇制度を利用している行員でも、自宅で自主的な学習ができる環境を整え、また産休・育休から職場復帰する行員を対象とした集合研修を実施するなど女性が働きやすい職場環境の整備に努めております。 平成27年度には社外取締役として女性役員を選任し、多様な働き方の実現に向けて取り組んでおり、平成29年4月において女性支店長12名(前年比+1名)を含め女性管理職数の総数は25名(前年比+9名)と着実に登用を進めています。また、将来の管理職の候補となる役席者(業務職除く)についても、女性の占める割合は増加しており、全役席者のうち、31.9%(前年比+3.4%)が女性となっております。(女性役席者184人/全役席者577人) 当行では多様な人材に活躍の場を提供するとともに、適材適所に人材を配置することで組織力の向上につなげてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当行及び子会社等からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」）を整備しております。

1. 基本方針

(1) 目的

当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、企業理念に基づき制定した「倫理憲章」の実践を徹底し、顧客保護等の社会的使命を果たしたうえで、行内外のリスク管理を強化し適切な企業統治を図ることを目的に内部統制システムを構築する。

(2) 方針の策定・見直し

本基本方針及び各方針の策定と見直しの起案は、経営管理部長が行い経営会議協議のうえで取締役会が決定し、ディスクロージャー誌等により行内外に開示し周知を図る。また、業務の適法性、財務報告の信頼性、効率性の確保の観点から不断の見直しによって改善を図る。

(3) 基本的枠組み

以下示される内部統制システムの下で業務の適法性、効率性の確保ならびにリスク管理を徹底したうえで、改善活動を有効に機能させて組織・グループ全体の自己変革を実践する。また、その改善活動は次の単位にて行う。

- a 本部各部、営業店、子会社等において独自に実施する。
- b 経営管理部又は担当業務部門が、本部各部、営業店、子会社等を統括し実施する。
- c 監査部門の独立的意見により組織・グループ全体で実施する。

(4) 対象組織

当行及びグループとして開示する子会社等を対象組織とする。

(5) 内部統制システムの主要素

- a 統制環境 経営陣が企業理念・経営方針・倫理憲章・行動規範を行内外に開示し、組織・グループ全体に風気を周知・浸透させる。
- b リスク評価 業務部門毎にリスク評価を行い問題点を認識する。
- c 統制活動 内在リスクを検討のうえ方針、規程等を定めこれを遵守させる。
- d 情報伝達 営業店、各担当業務部門より経営管理部を経由のうえ経営陣等に迅速な情報伝達を行う。
- e 監視活動 各業務部門、監査部門で監視活動を行い改善活動の確認を行う。

2. 内部統制システム

(1) 取締役・行員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 倫理憲章の実践

「倫理憲章」において、「信頼の確立」「法令等の遵守」「地域社会への貢献」「反社会的勢力との対決」「経営の透明性の確保」の5つを掲げ、これを尊ぶ企業であることを行内外にコミットし、役職員が実践することを徹底しております。

b 統括部署・コンプライアンス委員会

コンプライアンス管理体制の統括部署を経営管理部とし、役職員のコンプライアンスに対する意識向上・改善を図るための諸施策を検討し実施することを目的とした検討機関として「コンプライアンス委員会」を設置しております。

c 法令等遵守方針、コンプライアンス管理規程・マニュアル

「法令等遵守方針」を制定のうえ、コンプライアンスに対する意識の向上・改善を図ることを目的として「コンプライアンス管理規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定するとともに、役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しております。

d コンプライアンス・プログラム

每期「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員のコンプライアンスに対する意識向上施策を決定したうえで、本部・各営業店にコンプライアンス責任者を配置してその施策の実行を徹底しております。

e 顧客保護等の徹底

「顧客保護等管理方針」のもとで、顧客説明・顧客サポート・顧客情報管理・外部委託管理・利益相反管理についての規程及び各種マニュアルを策定したうえで、本部・各営業店に責任者を配置して管理体制を構築し、研修等により徹底強化を図っております。

f 経営への報告体制

万一、コンプライアンスに関連する不測の事態が発生した場合には、その内容・経過事情等が取締役会に報告される体制を構築し、内容調査の結果に基づき、全行的な再発防止策を決定しております。

g 業務諮問委員会

銀行の社会的責任や公共性保持の見地から、内部管理体制の維持、強化を図ることを目的として、行外の第三者（法律・会計の専門家、学識経験者等）の委員から構成される「業務諮問委員会」を設置し、各委員から業務運営に関する助言・指導を求めることができる体制としております。

h 反社会的勢力排除・マネーローダリング防止に向けた態勢

・反社会的勢力の排除に関しては、基本的な対応方針を公表するとともに、対応規程やマニュアルを制定して、担当部署や役割の明確化を図っております。具体的には、反社会的勢力排除に関する統括部署を経営管理部とし、同部が中心となって関係情報の収集や、営業店の指導、研修の実施、警察等の外部専門機関との連絡・調整等を行っております。また、各営業店には不当要求防止責任者を設置し、同責任者が経営管理部の指示の下、反社会的勢力への対応等に当たっております。

・マネーローダリング防止のため、マニュアルを定め対応しております。具体的には、マネーローダリング防止に関する統括部署である経営管理部が中心となって関係情報の収集や、営業店の指導、研修の実施、外部機関との連絡・調整等を行っております。また、各営業店ではコンプライアンス責任者が経営管理部の指示の下、マネーローダリング防止に向けた対応等に当たっております。

i 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制基本方針」及び「財務報告に係る内部統制規程」を制定し行内周知を図るとともに、全体統括部署を経営管理部、評価部署を監査部としたうえで、各業務部門が適正な運用を実施し、その評価・検証の徹底により適切性を担保する内部統制の仕組みを構築しております。

j 金融円滑化への取組み

「金融円滑化管理方針」のもとで、規程・マニュアルの策定、状況を適切に把握するための体制を整備し、地域社会の更なる発展と地域経済の活性化に貢献するため、金融円滑化への取組み強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱について、「取締役規程」「取締役会規程」「使用済簿書保存規程」に基づき、適正に保存又は管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じ各規程の見直しを行っております。取締役はいつでもこれらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a 統合的リスク管理方針、規程

当行のリスク管理体制について「統合的リスク管理方針」を制定し、これに基づき、「統合的リスク管理規程」及び各リスクカテゴリー毎の方針・管理細則を制定しております。また、「自己資本管理方針」を制定し、「自己資本管理規程」により自己資本管理も徹底しております。

b 監査規程

「内部監査方針」に基づき、内部監査の実施に関する基本的事項を明確にし、リスクの種類・程度に応じた実効性ある監査に寄与することを目的に「監査規程」を制定しております。

c 統括部署

統合的リスク管理規程により、リスクカテゴリー毎の管理部署を定め、各管理部署がグループ全体のリスクを網羅的に管理し、統括部署として経営管理部がリスク管理体制全般を統合的に管理しております。

d ALM委員会

資産・負債を総合的に管理するとともに、銀行業務における各種リスクを認識し、そのリスクへの対応を図りながら、収益の拡大と安定化に資することを目的とした「ALM委員会」を設置し、重要なリスク管理事項のうち信用リスク、市場リスク、流動性リスクについて検討しております。

e リスク管理委員会

銀行業務全般のリスク管理体制の強化をはかるために必要な施策を協議し、体制の整備と各種リスクの軽減及び業務の改善をはかっていくことを目的とした「リスク管理委員会」を設置し、重要なリスク管理事項のうち、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナルリスク、信用リスクの分野及び危機管理の分野、全体リスク管理の把握と体制整備について検討しております。

f 監査部

内部監査専担部署として「監査部」を設置し、他の業務部署から独立した相互牽制機能を発揮して、各種リスク管理の状況について監査を実施し、その結果を取締役会、監査等委員会に報告しております。

g 情報管理体制

情報管理については各種情報資産の管理方針・体制等を定めた規程等に基づき、本部・営業店に情報資産管理責任者やセキュリティ管理者等を配置して管理を徹底しております。また、銀行経営における情報管理上の諸リスクや情報関連法規に対応するための適切な施策を協議し、対応策を検討、実施するためリスク管理委員会で協議を行い、情報管理上の諸リスクや情報関連法規に対応するための施策を検討し実施しております。

h 危機管理体制

緊急事態において業務への影響を極小化し迅速かつ効率的に業務の復旧を行い、「ある一定水準の業務の継続性の確保」という社会的要請に応える業務継続計画の一環として災害、システム障害、風評被害を柱とした「統合危機管理マニュアル」を制定するとともに、各事象を想定した緊急時対応訓練を実施することにより全行的な危機対応能力の向上に努めております。また、訓練結果に基づき統合危機管理マニュアルの問題点を検証し必要な態勢改善を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 経営計画の策定

企業理念を基軸に中期経営計画及び単年度経営方針大綱を取締役会で決定し行内外に提示し、これに基づき各業務執行ラインにおいて目標達成に向けた活動を実施しております。

b 経営計画の管理

中期経営計画の達成状況や各施策の進捗は各業務執行ラインで管理し、更に総合企画部及び経営管理部で全体管理しております。

c 業務執行に関する規程

職務権限及び意思決定のルールとして「職制規程」、「事務分掌規程」、「権限規程」等を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

d 経営会議

重要事項の協議機関として、取締役会以外に「経営会議」を設置し、経営全般にわたっての迅速な意思決定を目的とし、定期的(通常週1回)に開催しております。

e 各種委員会

取締役等を委員とする各種委員会を設け、各部横断的に協議しております。

(5) 当行並びに子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

a 子会社等統括規程

子会社等に関する統括基準を定め、適正な運営を行うことで、グループの運営強化をはかり、「北國銀行グループ」が総合的かつ高度な金融サービスを提供し、収益性・健全性・透明性の高い組織として発展してゆくことを目的として「子会社等統括規程」を制定しております。

b 子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

子会社等の管理に関し、総合的に統括する部署(総合企画部、経営管理部)、業務・資産管理に関して統括する部署(融資部、市場金融部、総合企画部、支店統括部、マーケティング部)、業務運営に関して監査する部署(監査部)をそれぞれ定め、各統括項目について子会社等と事前協議及び報告を受ける体制を整備しております。

c 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社等を総合的に統括する部署、業務・資産管理に関して統括する部署、業務運営に関して監査する部署は、子会社等が策定したリスク管理に関する社内規程の各統括項目を確認しております。また重大な影響を及ぼす事項については速やかに報告を受ける体制としております。

d 子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総合企画部は、子会社等統括規程に基づき、子会社等の業務の執行が効率的に行われていることを確認しております。

e 子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社等を総合的に統括する部署、業務・資産管理に関して統括する部署、業務運営に関して監査する部署は、子会社等が策定したコンプライアンスに関する社内規程の各統括項目を確認しております。また重大な影響を及ぼす事項については速やかに報告を受ける体制としております。

f グループ監査体制

監査部は、当行及び子会社等の業務の適正を確保するため、監査規程、監査実施細則及び当行と子会社等との間で締結した「検査、並びに監査に関する契約書」に基づき当行及び子会社等に対する内部監査を実施しております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき行員を置くことを求めた場合における当該行員に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき監査等委員会室を設置し、専任の担当者を配置しております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき行員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室付行員は、当行の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令の下で職務を遂行し、業務執行に関する資料の閲覧や行員その他の者に対して報告を求めることができることとしております。

(8) 監査等委員会の前項行員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会室付行員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について、監査等委員会はあらかじめ意見を付すことができるものとしております。

(9) 監査等委員でない取締役・行員並びに子会社等の取締役・監査役等の者、及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

a 監査等委員でない取締役又は行員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項のほ

か、子会社等から報告を受けた事項のうち当行グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに報告しております。

b 監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は経営会議、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて、会計監査人、監査等委員でない取締役、内部監査部門等の行員その他の者に対して報告を求めています。また、子会社等に対しても、必要に応じて、報告を求めています。

(10)監査等委員会に前項の報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行は、監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止しております。

(11)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き並びにその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は当行に対して、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払の請求、支出した当該費用の償還の請求等を行うことができることを監査等委員会規程に定めております。

(12)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査等委員は代表取締役、会計監査人とそれぞれ随時に意見交換を行っております。

b 監査等委員会が選定する監査等委員のうち常勤の監査等委員は、毎月内部監査部門と連絡会を開催し、営業店・本部・子会社等での監査結果を聴取するとともに、監査等委員会室付行員と共に本部及び営業店等に往査して監査しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、以下の通り、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は反社会的勢力排除に向け、地域社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決することを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行は「倫理憲章」のひとつに反社会的勢力との対決を掲げ、反社会的勢力への対応方針を公表しております。また、役職員の行動規範「20の心得」には、反社会的勢力に対する行動指針を示し、反社会的勢力排除に向け次のように行内体制を整備しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

経営管理部を対応統括部署とし、事案により関係部署と協議し対応しております。また、各営業店には不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応できる体制としております。

(2) 外部専門機関との連携状況

平素から公益財団法人石川県暴力追放運動推進センターや石川県警察本部刑事部組織犯罪対策課、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当行は石川県企業防衛対策協議会、石川県銀行警察連絡協議会に属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

(3) 各種規定に「反社会的勢力の排除に係る規定」を導入

反社会的勢力との取引解消に向けた取組強化の一環として、各種規定に「反社会的勢力の排除に係る規定」を導入しております。

(4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

反社会的勢力に関する情報を行内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(5) 対応マニュアルの整備状況

対応マニュアルとして、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対して具体的な対応方法を示しております。

(6) 研修活動の実施状況

コンプライアンス研修において「反社会的勢力への対応」等を組み入れるなど、意識向上に向け取組んでおります。また、外部機関の講習会に参加し、その内容の周知に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

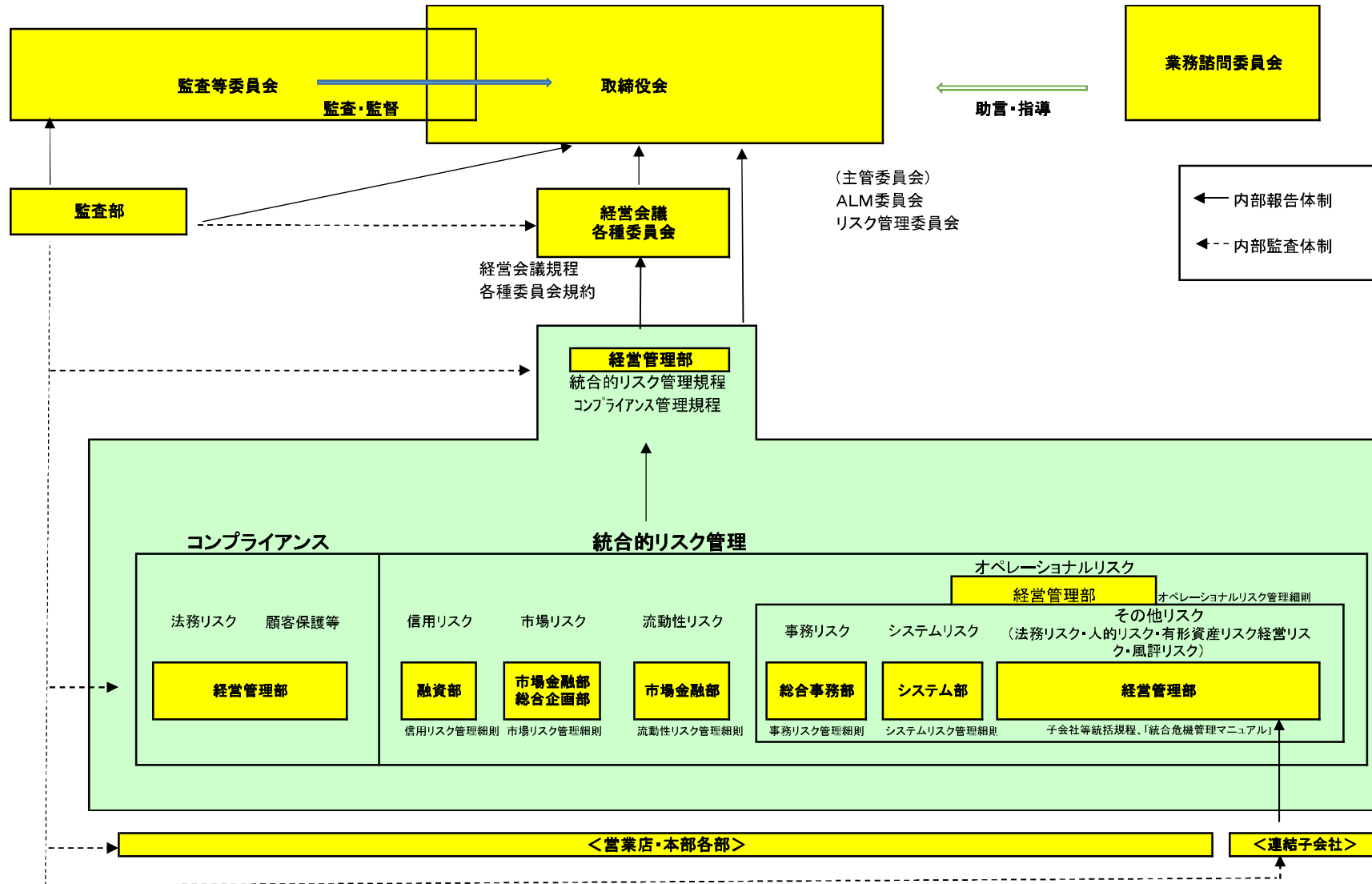
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 【適時開示体制の概要】
- 1.情報開示(ディスクロージャー)に係る基本姿勢
当行では株主をはじめとするステークホルダー(利害関係者)との円滑な関係を維持するため、また経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、適切な情報開示に努めております。また、あわせて地域IR活動を積極化するとともに、ホームページやディスクロージャー誌においても、よりわかりやすい情報開示に努め、内外に透明性の高い開かれた企業を目指しております。
- 2.適時開示業務を執行する体制
当行は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するため、上場金融商品取引所の規則に従い、会社情報を迅速かつ適切に開示することを目的として「適時開示規程」を定めております。
- (1)当行では会社情報の適時開示については総合企画部(情報取扱責任者:総合企画部長)が統括しております。総合企画部では営業店・本部各部・連結子会社の各種情報を一元管理しております。
- (2)営業店や本部各部署にて適時開示情報に該当する情報を入手した場合、速やかに総合企画部に報告することとし、総合企画部では一元化された各種情報について、必要に応じ関連部署と協議の上、適時開示の要否を判断し、適時開示を必要とする情報を速やかに開示しております。適時開示情報については必要に応じ、取締役会、経営会議にて協議しております。
- (3)適時開示体制の適切性を検証するため、監査部にて定期的に監査を実施しております。

リスク管理体制図

内部統制システムの基本方針



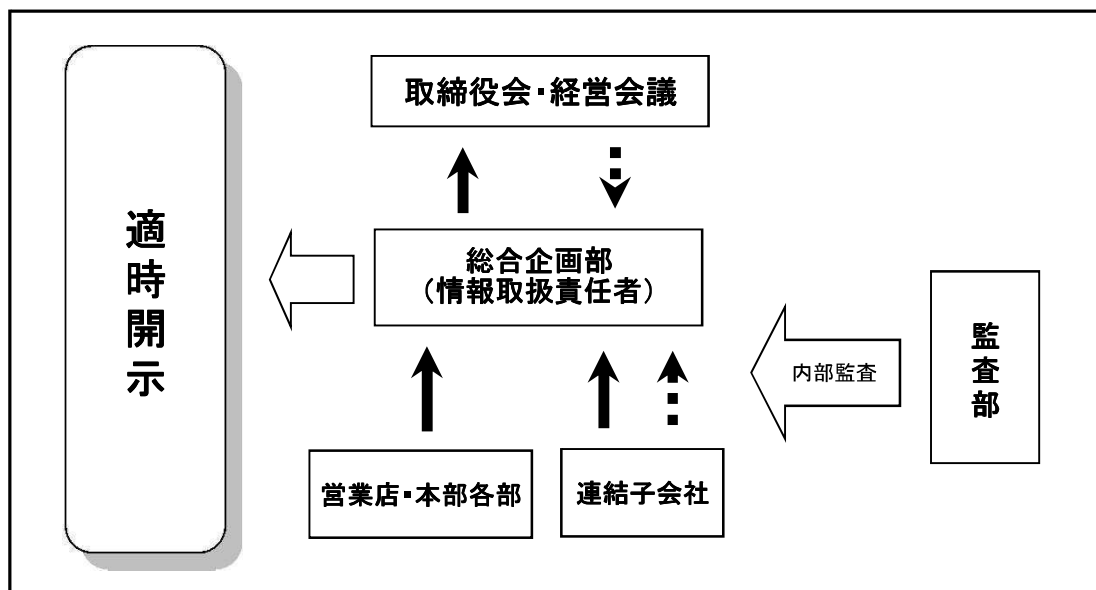
社外取締役・独立性基準

株式会社北國銀行（以下、当行という）は、当行の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当行では、社外取締役の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、社外取締役（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、「独立」社外取締役に該当するものとしています。

1. 当行又は当行の子会社等において前 10 年以内に業務執行者であった者（※）
2. 当行又は当行の子会社等を主要な取引先とする者又はその業務執行者
当行又は当行の子会社等の主要な取引先又はその業務執行者
3. 弁護士、公認会計士又は税理士、その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、当行又は当行の子会社等から年間 1,000 万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
4. 当行又は当行の子会社等から 1,000 万円以上の寄付又は助成を受けている組織の関係者
5. 当行の株式を 10%以上保有する大株主又は当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
6. 当行又は当行の子会社等の業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
7. 当行又は当行の子会社等の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
8. 過去 3 年間ににおいて、上記 2 から 7 までのいずれかに該当していた者
9. 前各号に該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
10. 前各号の定めにかかわらず、その他、一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

※ 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役員、重要な使用人をいう。



—————> 発生事実に関する情報

.....> 決定事実・決算に関する情報